

改正労働契約法の解説③

契約期間の通算とクーリングについて

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成 24 年 8 月 10 日に公布されました。この改正では、有期労働契約について、3つのルールが新たに設けられました。

今月は、そのうち「無期労働契約への転換におけるクーリング」を解説します
(平成 25 年 4 月 1 日施行)。



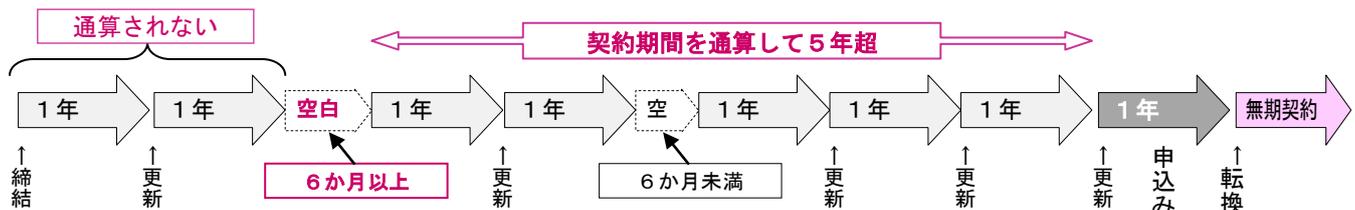
◆◆ 3 「雇止め法理」の法定化 ◆◆◆

「同一の使用者ととの間で、有期労働契約が反復更新され、契約期間を通算した期間が5年を超える労働者が、無期労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者はその申込みを承諾したものとみなされる」というルールについては、前回解説しました。このルールを適用する際に、有期労働契約と有期労働契約の間に、空白期間（同一の使用者ととの契約がない期間）が、原則6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は、5年のカウントに含めないこととされています。これをクーリングといいます。クーリングされた場合、その要件に該当した空白期間後の契約期間から、通算契約期間のカウントが再度スタートします。

【クーリング】

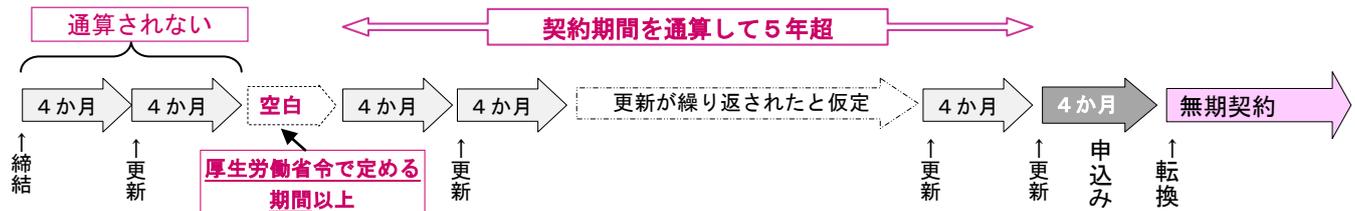
① 空白期間の前の契約期間が1年以上の場合

例) 1年の有期労働契約の更新を繰り返す場合



② 空白期間の前の契約期間が1年未満の場合

例) 4か月の有期労働契約の更新を繰り返す場合



☆詳細は、厚生労働省のホームページからもご覧になれます。

しかし、要件が色々ある規定です(特に、②の「厚生労働省令で定める期間」の求め方は複雑です)。是非、専門家である社会保険労務士にお尋ねください。

平成24年12月16日に行われた第46回衆院選において、定数480議席のうち自民党が294議席を獲得しました。公明党の31議席を合わせると、参院で否決された法案を衆院で再可決できる3分の2を超える325議席となるため、自民党・公明党は連立を組むこととし、同月26日、第2次安倍内閣が発足しました。

この選挙において、政権の中心にある自民党は、どのような公約を掲げていたのか？

雇用や労働の分野に着目して、主要なものをピックアップしてみます。

「経済成長」というテーマの中で、雇用や労働について、次のような公約が掲げられています。

○ 法人税の大胆な引き下げによる雇用の拡大につながる企業環境の整備

日本企業が世界で勝負するためには、税制を含めた競争条件のイコールフットイングが必要であり、日本を拠点に海外で活動できるだけでなく、海外の企業が日本に進出する環境を整える必要があります。そのため、法人税については、国際的整合性及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意し、法人税を国際標準に合わせて思い切って減税します。

○ 若者の就職応援

就職活動を頑張っている若者が前向きになれるよう、将来を見通せる雇用制度に再整備します。特に、公的機関と大学が連携し、新規学卒で就職できなかった人を孤立化させない取り組みを行います。技能・技術、実践的知識を身につける職業教育・キャリア教育の強化、インターンシップの拡充、年長フリーター等（25歳～39歳）を重点とした正規雇用化の支援や産学官が連携しての人材育成等を活用します。それにより、後継者不足の業種等、人を必要としている産業への雇用システム・求職マッチングを円滑かつ強力に支援し、労働力の流動化など健全な競争を通じて人材が適切に配置される「適材適所社会」を目指します。10%前後の若年層の失業率を4年で半減させることを目指します。

○ 女性の就業環境の整備

女性への就労支援、特に子育て中の母親への支援として、再就職に積極的に取り組む企業に対する支援制度の創設、マザーズハローワーク事業の拡充等を実施するとともに、資格取得についても支援し、就業と出産・育児の両立、つまりは継続して働くことが可能な環境を整えます。新しい家族像、家族ビジョンを踏まえ、夫婦が共に働き、共に家事を負担（協働・分担）できるワークライフバランスを推進します。

○ 高齢者の社会参画、生涯現役社会実現

人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者の方々が個人の能力・経験を活かし、生涯現役として働きやすい環境を整え、「生涯現役社会」の実現に向け、65歳までの雇用の着実な実現や定年延長等に加え、「70歳はつつ現役プラン」として50歳代からの定年後のキャリア形成についてカウンセリング等の支援と職業教育訓練を行います。

シルバー人材センターの活用に加え、高齢者の方々の起業や就職についても後押しします。さらに、職域の拡大や処遇の改善に取り組む事業者に対する支援とともに、65歳以上の方を継続して雇い入れる事業者に対する助成も行います。

2/1 ● 贈与税の申告受付開始

2/10 ● 一括有期事業開始届の提出

（建設業）

主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事

● 1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/16 ● 所得税の確定申告受付開始

2/28 ● 1月分健康保険料・厚生年金保険料の支払

● じん肺健康診断実施状況報告書の提出

● 固定資産税（都市計画税）納付（第4期分）

● 12月決算法人の確定申告・6月決算法人の中間申告

● 3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告

お仕事
カレンダー

あとがき：早いもので今年も1ヵ月が過ぎ、2月も終わりが近づいて来ました。来月3月からのお給料（4月払い分）が社会保険の保険料の計算の基礎になります。3月・4月・5月の残業はできるだけ減らしましょう。（詳しくは後藤まで）